

## SPF の APEC への対応 —アジア太平洋地域協力への接近

小柏 葉子

広島大学平和科学研究センター

## SPF's Commitment in APEC: Approaching the Asia-Pacific Regional Cooperation

Yoko OGASHIWA

Institute for Peace Science, Hiroshima University

### SUMMARY

The South Pacific Forum (SPF) has consolidated regional cooperation as an effective mean to increase regional security since its formation in 1971. In the 1990s, SPF started to diversify regional cooperation by extending its commitment to other forms of regionalism. One of the salient cases is the commitment in Asia-Pacific regionalism, notably Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC) which was created in 1989. This paper investigates the reasons and nature of the SPF which is going to get involved in the macroregional frameworks of the Asia-Pacific.

As mentioned above, SPF has played a significant role in increasing regional security. In the economic domain, the coordination of aid and the facilitation of negotiations on trade preferences as well as the price stabilization scheme for the

Pacific Island Countries can be singled out as the SPF's major contributions. However, in the 1990s, new developments appear and threaten regional economic security of SPF. They are categorized into three issues: 1) the uncertainty of aid; 2) the formation of a new international economic order; 3) the emergence of macroregional economic blocks. These three threats to regional economic security urged SPF to diversify regional cooperation. The commitment to APEC is one such diversifying endeavour to respond to the threats.

It is expected that SPF's commitment in APEC will increase as years go by. Consequently, the linkages between SPF and APEC will be much enhanced. However, some problems can be pointed out in the future relationship. They are: 1) relations between SPF and individual countries; 2) two trends in APEC, that is, trade and aid; 3) SPF's ambivalent interests in trade liberalisation and trade preferences. These problems can not be ignored when SPF gets seriously involved in APEC.

## はじめに

1971年の成立から約1/4世紀にわたって地域協力を展開してきた SPF（南太平洋フォーラム）は、人口、国土面積が小さい小島嶼発展途上諸国である太平洋島嶼諸国がその構成国の大多数を占める。極小性、孤立性、辺境性から発する脆弱性をいかにして軽減するかは、これら太平洋島嶼諸国の積年の関心事であり、地域協力は、太平洋島嶼諸国にとって、そうした脆弱性を軽減するための1つの格好の手段だったといえよう。

こうした点から、SPFは地域の安全保障を高めることをその目標としていた、と基本的にはいうことができよう。そのために SPF は域内協力によって地域的安全保障を高めようとする一方、域外諸国に対する共同行動によって地域的安全保障を高める努力も、盛んに行ってきた<sup>1)</sup>。1985年の南太平洋非核地帯条約の調印は、そのような SPF の対域外共同行動を通じて地域的安全保障を高めようとする地域協力の代表例としてあげられよう<sup>2)</sup>。また、政治的・軍事的安全保障ばかりでなく、経済的・社会的・環境的安全保障も、SPF の地域協力の重要な部分を占めてきた<sup>3)</sup>。SPF は、幅広い分野にわたる地域的安全保障を高めるために、地域協力を推進してきたのである。

ところが1990年代に入って、SPF は他の地域協力に積極的に関わっていくことで、地域協力の多元化を図るようになった。その典型例が、アジア太平洋地域協力への接近、とりわけ1989年に設立された APEC（アジア太平洋経済協力会議）に対する接近である。SPF の APEC に対する関心の高さは、1991年以來、SPF 会議で採択された最終コミュニケにおいて、毎回、APEC について言及されている点にもうかがえる。

本稿は、SPF の地域協力の新たな方向としてのアジア太平洋地域協力への接近に注目し、その中から SPF の APEC への対応をとりあげ、その背景と性質を探り、ますます積極性を増していくと思われる SPF の APEC への接近にとって、今後いかなる課題が存在するのかを、SPF とアジア太平洋地域協力との関係の文脈の中で考察することを目的とするものである。

## I 90年代のSPF—地域的経済安全保障への脅威の中で

上記で述べたように、SPFは様々な分野にわたる地域的安全保障を高める上で、重要な役割を果たしてきた。経済安全保障の分野においては、援助の調整、特恵制度および輸出所得安定化制度に関する交渉の便宜、の2点が、SPFの主要な貢献としてあげられよう。

まず、援助についてであるが、域外からの援助は、太平洋島嶼諸国の生存と発展にとって不可欠のものとなってきた。援助国とSPF加盟各国との間のバイラテラルなチャネルとは別に、SPFは地域のための援助協議と援助プロジェクトの調整を行ってきた。たとえば、SPFが定期的に開催する太平洋島嶼諸国／開発パートナー会議は、地域的な枠組みの中で援助国と開発援助に関して協議をするという貴重な機会を太平洋島嶼諸国に提供してきた。また、援助プロジェクトの調整でも、SPFは、重要な役割を果たしてきた。太平洋島嶼諸国は、ACP（アフリカ・カリブ海・太平洋）諸国としてロメ協定に参加しており、1976年の第1次ロメ協定発効以来、SPFはロメ協定に基づくEEC（ヨーロッパ経済共同体）からの太平洋島嶼諸国に対する援助プロジェクトの調整とその履行に携わってきたのである。

一方、特恵制度および輸出所得安定化制度も、太平洋島嶼諸国の地域的経済安全保障にとって、欠くことのできない要素となってきた。太平洋島嶼諸国は、ロメ協定によって、EEC市場に対する特恵措置による産品の輸出を認められていた<sup>4)</sup>。フィジーの砂糖、パプアニューギニアの鉱物、コーヒー、カカオ、ソロモン諸島の魚缶などが、ロメ協定の特恵措置にのっとった太平洋島嶼諸国からの主要産品である。ロメ協定は、また、市場価格の下落の際、ACP諸国からの一次産品輸出にEECが補償を行うSTABEX(Stabilization of Export Earnings System・輸出所得安定化制度)も含んでいた。SPFは、太平洋島嶼諸国がEECや他の貿易相手国との間で有利に交渉を進められるよう、地域として統一した立場を形成できるように便宜を図る調整体としての行動を取ってきたのである。

しかしながら、1990年代になると、太平洋島嶼諸国の地域的経済安全保障を脅かすような新たな動きが出てきた。それらは、以下の3つのイシューに分けることができる。(1)援助の不確実性、(2)新国際経済秩序の形成、(3)マクロリージョナルな経

済プロックの出現。

### (1) 援助の不確実性

冷戦時代、太平洋島嶼諸国は、いわゆる「アンザスの傘」の下にあった。1951年にオーストラリア、ニュージーランド、アメリカの3カ国がアンザス条約を締結して以来、これら3カ国は太平洋島嶼諸国に強い影響力を及ぼしてきたのである。

ところが1970年代後半、ソ連が経済・技術援助の提供や漁業協定の締結といった形で、太平洋島嶼諸国に対し接近を開始した。このソ連の動きはアンザス諸国を刺激し、「戦略的否定」と呼ばれる対抗政策を産みだすことになった<sup>5)</sup>。ソ連の試みは結果的には不成功に終わったが、冷戦期間中、太平洋島嶼諸国は一定の戦略的価値を持っていましたと言ったことができる。事実、太平洋島嶼諸国は、冷戦期間中、発展途上地域の中で、1人あたり最高の援助額を得ていたのである。

だが、冷戦の終結によって、太平洋島嶼諸国の戦略的価値は著しく低下することになった。援助国の関心は、主に旧ソ連、東欧に移り、太平洋島嶼諸国は援助の流れから取り残される危機に直面した。それを裏づけるように、各国からの太平洋島嶼諸国へのODAも、1987-88年の平均GNP占有率40%から、1992-93年には、24.4%まで落ちこんだ<sup>6)</sup>。

さらに、援助国のいわゆる「援助疲れ」は、太平洋島嶼諸国に対する援助の先行きをさらに不確実なものにしているといえよう。援助国の大半は、依然、経済停滞から抜け出していない。加えて、援助受け入れ国において援助が顕著な効果をあげていない事実は、援助国の苛立ちをいっそう深めている。特に、太平洋島嶼諸国の場合、世界銀行によって、過去10年にわたる経済成長がカリブ海やインド洋の島嶼経済に比べ鈍いという指摘がなされており<sup>7)</sup>、太平洋島嶼諸国に対する援助国のも勢い厳しいものになっているといえるであろう。

こうした援助の不確実性については、太平洋島嶼諸国も十分に認識していると考えられる。1993年のアメリカ国際開発庁の同地域からの撤退や、1995年のイギリスの南太平洋委員会<sup>8)</sup>からの脱退は、この点での太平洋島嶼諸国の認識をいっそう深めることになったといえよう。

## (2)新国際経済秩序の形成

1993年、GATT ウルグアイ・ラウンドは、論議の末、ようやくと決着した。これに基づき、WTO（世界貿易機関）が、貿易・投資の自由化の実現を目指す新たな国際経済秩序を履行するものとして設立された。

この新たな国際経済秩序の形成は、それまでロメ協定をはじめ種々の特恵制度を享受してきた太平洋島嶼諸国に深刻な脅威をもたらすことになった。貿易の自由化を図る新たな国際経済秩序の下では、砂糖、魚缶、衣料といった太平洋島嶼諸国的主要產品は、きわめて大きな影響を受けるだろうと予測されている<sup>9)</sup>。同様に、太平洋島嶼諸国の脆弱な経済基盤を支える一助となってきた STABEX も、今後、問い合わせ直される可能性がある。

いずれにせよ、太平洋島嶼諸国が今までのように特恵制度に頼っていくことが、もはや困難なのは明らかであろう。太平洋島嶼諸国は、貿易面で新たな方向を開拓し、新国際経済秩序の下での競争に生き残っていかなければならない。SPF が1995年に発表した声明の中で、国際的競争性は今や肯定的な経済パフォーマンスと同義であると述べている点や<sup>10)</sup>、1996年の SPF 会議での首脳声明で、特恵貿易措置がより不適切なものになりつつあると認めている点は<sup>11)</sup>、新国際経済秩序の形成に対し、SPF が新たな決意をもって臨もうとしていることを示唆するものといえるであろう。

## (3)マクロリージョナルな経済ブロックの出現

世界がAPEC、EU（ヨーロッパ連合）、NAFTA（北アメリカ自由貿易協定）の3つの主なマクロリージョナルな経済ブロックに収斂されつつあるという認識は、現在、かなり広範囲に浸透しているといえよう。この認識が正しいか否かは別として、こうした認識が発展途上諸国にある種の危機感を生みだしていることは間違いない。とりわけ、これら3つのマクロリージョナルな経済ブロックの外側に位置する発展途上諸国においては、いっそう顕著であるといえる<sup>12)</sup>。

3つのマクロリージョナルな経済ブロックのうち、APEC は、北東、および東南アジアにおける目覚ましい経済成長のゆえに、おそらくもっとも注目を集めてい

るといえるであろう。先進諸国における経済停滞とは対照的に、アジアの高い経済成長率は、依然、世界経済の原動力となっているのである。

太平洋島嶼諸国は、APEC 地域のまさに中央部に位置し、APEC の「P」が意味する太平洋と本来的には同一視されてきた。その意味からいえば、太平洋島嶼諸国は APEC において適切な待遇を受ける資格があるといえる。しかしながら、APEC 創設以来、太平洋島嶼諸国は、その経済規模の小ささから、APEC においては周縁部に位置づけられ、あるいは看過されさえしてきた。ゆえに、太平洋島嶼諸国は、マクロリージョナルな経済ブロックから除外されてきた発展途上諸国と共通の危機感を共有しているとみなすことができよう。マクロリージョナルな経済ブロックの出現は、太平洋島嶼諸国の地域的経済安全保障を、このように脅かしているのである。

## II SPF のAPEC への対応

1990年に出現した地域的経済安全保障への脅威は、従来の SPF の地域協力のあり方に大幅な変化を迫った。この文脈において、SPF は、地域協力の多元化を図ったのである。APEC への積極的な働きかけは、SPF が取ったこうした地域的経済安全保障への脅威に応えるための多元化に向けての努力の一環だったと考えることができる。

APEC への働きかけには、SPF にとって 2 つの理由から利点があったと考えられる。1 つは、APEC への働きかけが太平洋島嶼諸国にとって、新たな援助源の開拓につながる点である。APEC のメンバー中のアジア諸国、特に NIEs 諸国と ASEAN 諸国は、太平洋島嶼諸国にとっての従来からの援助国が経済停滞に留っているのとは対照的に、高い経済成長を維持している。もし、APEC の枠組みを通して太平洋島嶼諸国とこれらアジア諸国との関係が緊密化されれば、これらアジア諸国は太平洋島嶼諸国にとっての新たな援助国として、もっとも有望な存在となるであろう。また、APEC 自身も、経済開発協力の分野で、太平洋島嶼諸国にとっての重要な援助源としてみなすことができる。

第 2 に、APEC への働きかけを通じて、太平洋島嶼諸国が、著しい経済成長を

もたらしたアジア経済の市場主導政策から学び、アジアとの制度・市場面での結びつきを強化することで国際市場を多様化することができる点があげられる<sup>13)</sup>。これは、特恵制度に保護されてきた太平洋島嶼諸国の貿易にとって、新たな方向を与えるものとなろう。

SPF 構成国の中では、オーストラリア、ニュージーランド以外に、太平洋島嶼諸国の中でパプアニューギニアだけが APEC の正式メンバーとなっている。パプアニューギニアは、1991年に APEC に対し加盟申請を行い、1993年の APEC 閣僚会議において正式に APEC のメンバーとなった<sup>14)</sup>。

#### (1)関係強化の開始

SPF 事務局は、1989年の第1回 APEC 閣僚会議以来、オブザーバーの地位を得て、APEC との間に一定の関係を築いてきた。APEC 非加盟の太平洋島嶼諸国は、当初、APEC に加盟しているオーストラリア、ニュージーランド両国や SPF 事務局を通じて、APEC に関する情報の提供を受ける他に、SPF 事務局のオブザーバーの地位を用いて、直接、APEC 閣僚会議に出席する機会も得てきた。

しかしながら、APEC に対する SPF の当初の関心は、それほど高いものではなかったといえる。SPF 構成国の大半を占める太平洋島嶼諸国は小島嶼発展途上諸国であり、APEC を貿易・投資の自由化を促進する先進諸国の利害に基いたものとして、自らには直接関係しないとみなしていたからである。

そのような SPF が APEC に対し関心を向けたのは、1991年のことであった。同年に開かれた SPF 会議の最終コミュニケでは、初めて APEC に対して言及がなされ、SPF 構成国が APEC との関係を強化することで合意したことが記されていた<sup>15)</sup>。これは、前に述べたように、90年代に入って、太平洋島嶼諸国の地域的経済安全保障が脅かされるようになり、その対処として SPF が地域協力の多元化を図り、APEC への働きかけに乗り出したことが、1つの理由としてあげられよう。第2の理由としては、1991年にパプアニューギニアが、太平洋島嶼諸国として初めて、APEC に対し加盟申請を行うことを決定したことがあげられる。それまで APEC とは無縁と考えてきた他の太平洋島嶼諸国は、これによって、APEC の存在をより現実的なものとして感じるようになり、それが SPF の APEC への働きかけを加

速させたといえる。そして第3には、APECの制度化の進行があげられる。前年の1990年のAPEC閣僚会議では、中国、香港、台湾の「3つの中国」のAPEC加盟が決定し、また閣僚会議も定例化する方向が固まった。こうした動きは、APECの存在感を高め、SPFもAPECに対し関心を向けるようになったと考えられる。

1992年になると、SPFは一段と強い関心をAPECに対して表わすようになる。同年に開催されたAPEC閣僚会議で、SPF事務局長は、オブザーバーでありながら初めて発言の機会を与えられた際に、APECと太平洋島嶼諸国との関係について強調し、さらに太平洋島嶼諸国がAPECにいっそう関わっていくよう努めなければならないと述べた<sup>16)</sup>。このSPF事務局長の発言は、太平洋島嶼諸国のためにSPFがAPECに対し、より積極的に対応していく姿勢を明確に示したものと受け取れよう。

こうして、SPFはAPECとの関係強化を本格的に開始する。APEC閣僚会議におけるSPFの地位はオブザーバーに制限されていたが、作業部会はオブザーバーにも開かれており、SPFは太平洋島嶼諸国の作業部会への参加を奨励、推進した。中でも、人材養成、貿易促進、観光、漁業といった作業部会は、密接に関係する分野として、太平洋島嶼諸国の関心を集めめた<sup>17)</sup>。また、SPFは、1994年に大阪で開催された、太平洋島嶼諸国に同じく密接に関係するAPEC中小企業担当閣僚会議に参加することにも成功した<sup>18)</sup>。

## (2)貿易・投資改革に向けて

1995年になると、SPFは、APECに対して、自ら貿易・投資の改革に取り組む姿勢を示すようになる。同年、SPFは、APECから得られるSPFの利益を最大限のものにするための方法と手段に関する調査を委託した。調査の結果は、調査実行者の名をとり、ボラ報告(Bora Report)としてまとめられ、短期的には太平洋島嶼諸国がAPECの助成事業から得られるものがあるが、貿易自由化の長期的な意味合いと、1994年にジャカルタで開かれたAPEC閣僚会議において採択されたボゴール宣言の履行に関しては、観察が必要という結論がだされた<sup>19)</sup>。

これに基づいて、SPFは、1995年のSPF会議において採択された最終コミュニ

ケ、および「2000年以降の発展を確保する」ための行動計画の中で、APEC メンバーによって合意された投資原則を採用し履行する、また GATT/WTO が求める貿易改革措置の履行に向けて取り組む、という決意を明らかにした<sup>20)</sup>。

このうち、投資原則の分野では、SPF は、投資体制の透明性を増すために太平洋島嶼諸国が統一行動を取るよう調整に努め、また、1996年の SPF 会議最終コミュニケにおいては、SPF 構成国に APEC の投資原則と一致する国家的投資政策を開示するよう推奨した。外国資本の投資の促進に対しては、『SPF 島嶼諸国における外国資本投資環境』と題する印刷物の発行を行った<sup>21)</sup>。一方、国内改革による貿易自由化に向けては、SPF はすでに関税、および非関税障壁の削減を通じて太平洋島嶼諸国経済の自由化を実現するための調査を開始した<sup>22)</sup>。

APEC メンバー諸国に対するアピールとしては、SPF は1995年の大阪における APEC 閣僚会議において、『SPF 諸国と APEC—重要な関係』という特別声明を発表した。声明は、APEC の原則を採り、履行している SPF の努力について説明したものであった。こうした努力の一端として、SPF は、また、APEC 事務局長に対し、SPF 事務局への訪問と、その際に開く隔年開催の地域経済問題・貿易に関する南太平洋委員会 (South Pacific Committee on Regional Economic Issues and Trade) の特別会議の議長役を要請した<sup>23)</sup>。さらに、SPF は、1996年の SPF 会議において、SPF 経済閣僚会議の開催を定例化することを決め、同会議にこうした SPF 構成国の投資原則、貿易改革の履行について勧告を行わせることにした<sup>24)</sup>。

SPF の APEC に対するこうした働きかけは、年を追うごとに、ますます高まっていくものと予測される。それに伴って、SPF と APEC との間の関係も、いつそう強まるであろう。しかしながら、SPF と APEC との将来の関係に関しては、いくつかの課題を指摘しておかなければならぬ。それらは、いずれも SPF が APEC に、より真剣に関わっていく際に、避けて通れない問題である。次章では、これらの課題についてとりあげる。

### III 課題

## (1) SPF か各構成国か？

すでに論じたように、SPF は太平洋島嶼諸国の地域的経済安全保障のために、これら諸国を代表して APEC に積極的に関わってきた。だが、太平洋島嶼諸国の中には、個別に APEC に加盟することに関心を示している国も存在している。特に、フィジーは、APEC 加盟に、大きな関心を寄せている。1993年、フィジーの商業・産業・観光省次官は、1996年に APEC が新規加盟国に関するモラトリアムを解除した後、フィジーの APEC 加盟を要求していくことを明らかにした<sup>25)</sup>。フィジー同様、ソロモン諸島の蔵相も、ソロモン諸島の APEC 加盟を追求していくことを示唆した<sup>26)</sup>。

1996年にマニラで開かれた APEC 閣僚会議は、限られた数の新規メンバーを受入れることを目指してモラトリアムの延長はしないことを決定し、1997年のバンクーバーにおける APEC 閣僚会議で、新規参加申請の審査のための一連の基準を洗練させ、更新した後に採択、1998年のクアラルンプールにおける会議で、採択された基準に従って新規参加メンバーを発表、1999年のオークランドにおける会議で新規メンバーの参加を認める、という今後のスケジュールを発表した。フィジーとソロモン諸島が果たして APEC に加盟することができるかどうかは不確かであるが、すでに加盟を果たしたパプアニューギニアに比べ、この両国の経済規模が小さいことから、両国の APEC 加盟実現は、かなり難しいといえよう。しかしながら APEC 加盟実現の可能性如何にかかわらず、こうした太平洋島嶼諸国の個別に APEC への加盟を模索する志向は、太平洋島嶼諸国との声を APEC に対して代表するものとしての SPF の役割を乱すおそれがあるとみなすことができよう。

一方、パプアニューギニアも、SPF の APEC に対する働きかけにとって、妨げとして作用するものとして考えられうる。パプアニューギニアは、1993年の APEC 加盟以降、APEC における太平洋島嶼諸国のスポーツマンとしての役割を標榜してきた。1994年にジャカルタで開かれた APEC 非公式首脳会議に出席したチャン (Julius Chan) 首相は、パプアニューギニアが APEC 非加盟の近隣の太平洋島嶼諸国との声の代弁者たろうとする意志があることを表明した<sup>27)</sup>。もし、パプアニューギニアが APEC において太平洋島嶼諸国との声の代表として行動しようとすれば、SPF との間に摩擦が生じることも予測されよう。

しかしながら、こうした妨げが予測されながらも、SPFはAPECへの働きかけにおいて、今後も重要な役割を果たし続けていくものと思われる。というのは、国連総会においてSPFはオブザーバーの地位を得ているが、太平洋島嶼諸国が多くも国連に各々加盟しており、両者間では連携が行われているという先例が存在するからである。国連におけるのと同様、SPFと各太平洋島嶼諸国との間の連携がうまく働けば、SPFは太平洋島嶼諸国の声を集約し、APECに対しそれを届けるという役割を効果的に演じることができるであろう。その点において、APECとAPEC非加盟の太平洋島嶼諸国とを結びつけることを目的としたAPECセンターのポートモレスビー(パプアニューギニアの首都)開設というパプアニューギニアの提案<sup>28)</sup>がどのような展開を見せていくか、が今後の方向を占う上で注目されよう。

## (2)貿易か援助か？

SPFはAPECの貿易・投資の自由化原則を受け入れ、履行しようと努めているが、APECが経済・技術協力を通じて太平洋島嶼諸国を援助してくれるであろうという高い期待をSPFが抱いていることも、また事実である。SPFがエネルギー、通信など技術協力に関する分野でのAPECの事業計画にとりわけ深い関心を寄せているのは、それを示しているといえよう<sup>29)</sup>。

だが、APECにおいて、経済開発協力は、今までのところ、最重要課題とはなっていない。貿易・投資の自由化が、依然として、APECメンバーの主な関心を引きつけているからである。この点から言うと、太平洋島嶼諸国は、ディレンマにとらわれるおそれがある。すなわち、APECから経済・技術援助を得るために、太平洋島嶼諸国は自国の経済を開放しなければならないが、援助が得られるという確約はなされていないのである。「自由市場は小さな太平洋島嶼諸国の人々のさまざまな問題にとって、唯一の解決法ではない」と述べた西サモアの外交官の発言<sup>30)</sup>は、太平洋島嶼諸国の中に存在する貿易自由化に対する根強い懸念を指し示す1例といえるであろう。

しかしながら、1995年のAPEC閣僚会議以降、太平洋島嶼諸国にとって良い兆候が見られるのは注目に値する。たとえば、日本政府の提案によって1994年のAPEC閣僚会議の共同声明の中で言及された「前進のためのパートナー」

(Partners for Progress) 計画は、翌1995年のAPEC閣僚会議において正式に採択された。この計画は、(1)貿易・投資の自由化と円滑化を直接に支援する協力、(2)持続可能な成長を成し遂げ、経済的不均衡を縮小し、アジア太平洋地域における経済的・社会的福祉を向上させるための協力、の2点を目指したものである<sup>31)</sup>。すでに工業所有権、競争政策、基準認証が同計画の技術協力事業として決定しており、1997年度から開始される予定である<sup>32)</sup>。

APEC自身、未だ形成途上にあり、その組織としての性格はまだ不確定な部分が多い。だが、もしAPECが貿易・投資の自由化のみばかりでなく、経済・技術協力の分野での活動も活発化させれば、APECに対するSPFの関心と関与は、いつそう高まるものと予測できよう。

### (3)貿易自由化か特恵制度か？

APECにおいては、メンバーが貿易・投資の自由化原則を受入れなければならぬのは明らかである。しかしながら、太平洋島嶼諸国の中には、それとは矛盾する考えが存在している。

1996年2月、パプアニューギニアのチャン首相は、SPF議長として日本を訪問した際に、APEC内に太平洋島嶼諸国向けのロメ協定型の特恵制度を開設することを提案した<sup>33)</sup>。後にフィリピンにおいても、チャン首相は、ロメ協定をモデルとした国際的な貿易特恵、貿易安定化措置、技術協力からなるの制度の創設を唱えた<sup>34)</sup>。さらに、同年6月、SPF内のサブリージョナル・グループであるメラネシア・スピアヘッド・グループ(Melanesian Spearhead Group)会議<sup>35)</sup>においても、チャン首相によって同様の提案がなされ、採択された<sup>36)</sup>。

これは、太平洋島嶼諸国が、貿易自由化の波に自らをさらす用意がまだできかねていることを示したものと言えよう。もちろん太平洋島嶼諸国も、これまで享受してきた特恵制度がWTO体制の下では存続困難であることを認識しており、自国の経済をより競争可能な市場主導型経済に変えようと試みてはいるが、貿易自由化が太平洋島嶼諸国にもたらすリスクは、やはり著しく高いと受けとめられているのである。

近い将来において、パプアニューギニアのこの提案がAPECで検討される可能

性は極めて低いと考えられる<sup>37)</sup>。1995年の APEC 閣僚会議において採択された大阪行動指針 (Osaka Action Agenda) は、「APEC 加盟国・地域の経済発展の水準の違いと各国・地域の多様な状況を考慮し、自由化と円滑化の過程において、そのような状況から生じる問題を扱う上で、柔軟性が認められる」としているが<sup>38)</sup>、APEC 内に特恵制度を設けることは、明らかに APEC の原則から逸脱するものと言えるであろう。APEC の貿易自由化原則に準拠しつつ、同時に太平洋島嶼諸国の脆弱な経済をいかに守っていくか、は SPF にとって難しい課題として残されているのである。

最後に、SPF と APEC を中心としたアジア太平洋地域協力との関係について、若干のまとめをして終わることにしたい。

まず第 1 に、SPF の地域的安全保障は、マクロリージョナルなアジア太平洋地域の中においても保障されなければならないことが、ますます明確になってきた。それは、SPF にとって、アジア太平洋地域協力がいっそう分かちがたい存在になっていくことを意味している。

第 2 に、SPF はアジア太平洋地域協力において、限定的なものとはいえ、ある一定の役割を果たすことができる。先に述べたように、APEC の中には、貿易・投資の自由化と、域内の発展途上諸国に対する経済・技術協力の 2 つの流れが存在している。SPF は、APEC の視点を前者のみばかりでなく、後者にも等しく向けさせる役割を果たしていくことができるであろう。それは、発展途上諸国の中でも特に困難な状況におかれたり太平洋島嶼諸国を抱える SPF ならでこそその役割と言える。また、そのためには、APEC の中で発展途上諸国を代表する発言力と交渉力を持つ ASEAN との間のインターリージョナルな協力も不可欠と考えられる。

第 3 に、SPF がアジア太平洋地域協力に関わっていく際に、SPF がアジア太平洋地域協力に埋没しないことが重要である。第 1 点目で指摘したように、SPF はアジア太平洋地域協力と、ますます不可分に結びついていくものと思われる。しかしながら、SPF にとって、その独自の地域的安全保障を追求することに何よりのプライオリティーがなければならない。SPF は、アジア太平洋地域協力に吸収されてはならないのである。

SPF のアジア太平洋地域協力への接近は、レベルの異なるリージョナリズム相互の関係についての極めて興味深い事例を提供していると言えるであろう。

\* 本研究は、1995年度エッソ女性のための研究奨励制度の助成を受けて行われた。

## 注

- 1) 形成期における SPF の域内協力、対域外協力に関しては、小柏葉子「形成期 SPF の性格と機能」（以下、「形成期」と略）『広島平和科学』第15号、1992年、を参照のこと。
- 2) Yoko S. Ogashiwa, *Microstates and Nuclear Issues: Regional Cooperation in the Pacific*, Suva, 1991, pp93-100. および小柏葉子「南太平洋フォーラム諸国の地域協力—南太平洋非核地帯条約成立をめぐって」『国際法外交雑誌』第89巻第5号、1990年12月、を参照のこと。
- 3) 小柏葉子「形成期」、同「SPF 諸国による気候変動をめぐる地域的アプローチ—SPREPを中心として」『広島平和科学』第16号、1993年、同「気候変動に関する国際レジームと南太平洋フォーラム—リージョナリズム・拡大リージョナリズム・インターリージョナリズム」佐藤幸男編『南太平洋島嶼国・地域の開発と文化変容—「持続可能な開発」論の批判的検討』名古屋大学大学院国際開発研究科、1995年、Yoko Ogashiwa, "Pacific Island Countries and Climate Change: Regionalism, Larger Regionalism, and Interregionalism," in Yukio Sato ed., *Regional Development and Cultural Transformation in the South Pacific: A Critical Examination of the Sustainable Development' Perspective*, Nagoya, 1995. を参照のこと。
- 4) 域内特恵制度としては、オーストラリア、ニュージーランド両国と太平洋島嶼諸国との間で1980年に結ばれた SPARTECA（南太平洋貿易経済協力協定）が存在している。SPARTECA 成立の経緯については、小柏葉子「形成期」69-70ページを参照のこと。
- 5) Greg Fry, *Australia's South Pacific Policy: 'Strategic Denial' to Constructive Commitment'*, Canberra, 1991, pp4-8.
- 6) *Pacific Report*, 3 September 1996.
- 7) World Bank, *Pacific Island Economies: Toward Efficient and Sustainable Growth*, Washington D.C., 1993. ちなみに太平洋島嶼諸国の1994-95年の経済成長率は、2-4%であった。
- 8) 南太平洋委員会は、旧統治国によって1947年に設立された社会・経済分野における地域協力を目的とした組織で、1996年末現在、フランス、アメリカ、SPF 諸国、非独立島嶼地域によって構成されている。
- 9) Pacific Economic Cooperation Council, *Human Resource Development Outlook 1995-96*, Singapore, 1996, p.28.
- 10) South Pacific Forum Secretariat, *South Pacific Forum Countries & APEC: An Important Relationship (A Statement from the South Pacific Forum to the Seventh APEC Ministerial Meeting, Osaka, Japan)*, (以下、Osaka Statement と略) 1995, p.2.

- 11) *Statement adopted by the Forum Leaders at the 27th South Pacific Forum Meeting*, 1996.
- 12) たとえば, Jacqueline Braveboy-Wagner, et.al., *The Caribbean in the Pacific Century: Prospects for Caribbean-Pacific Cooperation*, Boulder, 1993. や James H. Mittleman, "The End of a Millennium: Changing Structures of World Order and the Post-Cold War Division of Labour," in Larry A. Swatuk and Timothy M. Shaw, eds., *The South at the End of the Twentieth Century*, New York, 1994. を参照のこと。
- 13) South Pacific Forum Secretariat, *Osaka Statement*, p.4.
- 14) パプアニューギニアのAPEC加盟については、小柏葉子「パプアニューギニアのAPEC加盟—アジア太平洋外交の追求」『広島平和科学』第18号, 1995年, を参照のこと。
- 15) South Pacific Forum Secretariat, *Twenty-Second South Pacific Forum: Final Communiqué*, 1991, p.2.
- 16) *Pacific Islands Monthly*, November 1992, p.9.
- 17) *Ibid.*
- 18) Nikenike Vurobaravu, *Japan and the South Pacific: Linkages for Growth* (Presentation to Japan Pacific Economy Association Symposium), 1994, p.8.
- 19) South Pacific Forum Secretariat, *Osaka Statement*, p.5.
- 20) South Pacific Forum Secretariat, *Twenty-Sixth South Pacific Forum: Final Communiqué*, 1995, pp.5-6.
- 21) South Pacific Forum Secretariat, *Osaka Statement*, p.5.
- 22) *Ibid.*, p.6.
- 23) *Ibid.*
- 24) *Fiji Times*, 6 September 1996.
- 25) *Fiji Times*, 22 November 1993.
- 26) *Pacific Report*, 22 May 1995.
- 27) *Papua New Guinea Post-Courier*, 16 November 1994.
- 28) *Papua New Guinea Post-Courier*, 6 February 1996; 9 February 1996; 12 February 1996.
- 29) *Forum Secretariat News*, April 1995.
- 30) *Pacific Report*, 23 October 1995.
- 31) Asia-Pacific Economic Cooperation, *Asia-Pacific Economic Cooperation Ministerial Meeting: Partners for Progress (PFP)*, 1995.
- 32) 朝日新聞（朝刊）, 1996年9月25日。
- 33) *Papua New Guinea Post-Courier*, 9 February 1996.
- 34) *Pacific Report*, 20 February 1996.
- 35) メラネシア・スピアヘッド・グループは、1985年に設立されたSPF内のメラネシア諸国によるサブリージョナル・グループで、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ヴァヌアツ、フィジー、ニューカレドニアによって構成されている。メラネシア・スピアヘッド・グループの結成について詳しく述べは、小柏葉子「メラネシア・サブリージョナリズムの形成」「マタンギ・パシフィカ—太平洋島嶼国の政治・社会変動」熊谷圭知・塩田光喜編, アジア経済研究所, 1994年を参照のこと。

- 36) Melanesian Spearhead Group, *Tenth Heads of Government Summit: Joint Communiqué*, 1996.
- 37) ジュリー・ゴールド APEC 事務局事業部長へのインタビュー, 1996年3月25日。
- 38) Asia-Pacific Economic Cooperation, *Osaka Action Agenda: Implementation of the Bogor Declaration*, 1995.